

清代後期における重慶府巴県の寺廟と地方社会

——『巴県档案』寺廟関係档案の基礎的考察——

水 越 知

【要約】 中国近世の「祈り」の空間は、都市や農村の社会構造と関連してさまざまに論じられてきた。ただ民衆レベルの信仰は史料が絶対的に乏しいうえ、知識人の批判的な視点に基づく内容で、実態を知ることが困難である。本稿では民衆レベルの声を拾い上げられる貴重な「生」の史料として档案史料の可能性を探ってみたい。今回利用する『巴県档案』は清代後期の重慶府巴県の行政公文書であり、そのなかに多くの寺廟関係の史料がある。ここから、日常において地方官がどのような態度で寺廟に臨んでいたか、あるいは民衆がどのように寺廟に関係していたのか、社会的空間としての寺廟の実態を明らかにする。また『巴県档案』は一八世紀以降、二〇世紀まで連続と残されていることから近世・近代の過渡期を映し出す史料という位置づけもでき、一九世紀半ば以降に顕著となる新しい宗教運動についても『巴県档案』は豊富な史料を残している。これらの史料の考察を通じて、日常的な「祈り」の空間を解明する基礎を構築したいと考える。

史林 九八巻一号 二〇一五年一月

はじめに

中国近世の人々にとって「祈り」の空間とはどのようなものだったのか。当時の宗教の状況を概括して、儒教・道教・仏教の「三教合一」、「シンクレティズム」などと表現されることがあるが、大部分の人たちには何らの違和感もなく三教や民間信仰が融合した空間が受け入れられていた。こうした「祈り」の空間は宋代頃に出現したとされ、多くが根底では

現代にまで通じるものである。宋代に変化の起点を置く見解はいわゆる「唐宋変革論」、「宋以降近世説」と親近性があり、それ自体に議論の余地はあるにしても、おおむね共通の理解があるのは、民間信仰の台頭を鍵として、政治的には宋代以降の賜額・賜号政策など国家による宗教秩序の再編成、経済的には祭祀儀礼の商業化・芸能化や、寺廟が市場を提供し商業経済の結節点となった点、また社会一般の状況として社会階層の流動化や識字率の向上が広域の信仰圏をもつ神の登場、通俗的な宗教書の出版などに結びつくといった点が近世的な状況として論じられてきた。^①

中国近世の宗教的空間に関する研究で用いられる手法は、正史はもとより国家の政令（会要、会典など）、地方志、寺廟志、碑刻などから事実を収集し、そして筆記史料、小説、宗教文献（経典、善書など）などから宗教意識を読み取ることが主となる。ただしここでは史料の絶対量の不足という問題に加え、各々の史料の質的な違いがあることも認めねばならない。また書き手の知識人は大抵の場合、儒教以外の宗教信仰に批判的な立場を採り、とくに民間信仰についてはそれが著しい。つまり有益な描写が含まれるとはいえず、知識人の所産である史料から民衆の日常的信仰を知ることが困難だといえる。民間信仰が相当程度、知識人＝エリート層でも共有されていた事実はあるにせよ、圧倒的多数を占める非エリートの人々がどのように神仏に「祈り」、また「願い」を託し、いかなる信仰をもとに社会生活を営んでいたかという根源的な問いの解決にはまだ遠い。

そこで未開拓の史料として檔案史料の可能性を探ってみたい。檔案史料の最大の長所は政令、地方志、碑刻として編纂される前の経緯や手続きがそのまま残されていることである。すなわち民衆レベルの声もかなり拾い上げられるとともに、知識人のフィルターがあまりかからない、貴重な「生」の史料だという点である。その一方で個々の案件は断片的であり、それぞれの関連もほとんどなく、全体像を描き切れない恐れもあるが、檔案史料はとくに民衆の宗教信仰という捉えがたい事象を考察する際に貴重な史料となることが想定できよう。これまでの研究では中央の宮中档や軍機処檔案などを主材料とした莊徳仁氏の大著があるほか、^② 檔案史料が補助的な史料として利用されることもあるが、宗教史研究に占める檔案

史料の位置は大きくないのが現状である。そればかりか地方檔案については全体像の把握すらこれからの作業であり、どのような史料が有用なのかの判断もこれからしていかねばならない。本稿では地方檔案史料の一例として一八世紀の乾隆年間から清朝末期までの膨大な量の『巴県檔案』の存在する重慶府巴県をフィールドと定め、全体像の把握から始めていきたい。

『巴県檔案』を利用した清代の重慶府巴県の宗教史研究としては、これまで王笛氏が一九世紀以後、キリスト教が流入して徐々に信者数を増やし、旧来の宗教勢力と文化的に衝突する状況を述べ、また苟徳儀氏は王笛氏の示した概観を受けて、旧来の宗教勢力が衰退するなかで道台が採った祭祀政策を論じ、主に『巴県檔案』から祠廟の改修の費用、また費用負担の主体など、地方志には見えない詳細な内容が明らかにした^④。さらに近年のもつとも注目すべき研究として、農村部も含めた巴県の寺廟をめぐる地方社会の権力構造の実態に踏み込んだ梁勇氏の一連の研究がある^⑤。ただしいずれも清代後期の重慶府巴県の宗教的空間に関する包括的な視点によるものではない。文献そのものについても陳翔氏が『巴県檔案』内の民俗関係史料の有用性を簡略に紹介しているが、内容の分析はほとんどなく、案件の背景となる社会状況も十分に説明されていない^⑥。これらの先行研究を踏まえた今後の問題は、個別案件を挙げるにとどまらず、当時の地域や宗教の状況を俯瞰して有機的な繋がりを考え、また一方では個々の信仰の歴史的経緯に目を向けることであろう。

一つ重要なのは、重慶を含めた一九世紀中国で起きた宗教界の変化に関する認識である。これについてはすでに多くの研究が行われており、一九世紀半ばの政治・社会の混乱にともない清朝の統治が弛緩し、地方の自治的活動が促された結果、地方のエリート層を中心に、信仰と慈善活動に対する関心が高まり、善堂や仏寺・道観などが近代的な宗教空間として再生したとされる。そこでは清代以来の秘密結社・カルト的な宗教の隆盛も見られたが、一方では社会に開かれた側面もあり、近世までの「祈り」の空間とは一線を画したものとされる^⑦。また一九世紀末以降の「廟産興学」運動をきっかけに、民国時代にかけて寺廟財産の多くが国家に接収され、これまでの宗教信仰は迷信として排除されていた経緯なども

近代化の一面として論じられている。^⑤ こうした研究成果も踏まえつつ『巴県档案』を読み込んでいくことも求められる。本稿ではこれらの問題意識にもとづき、『巴県档案』を中心に、寺廟関係の档案史料全体の概容を明らかにし、近世から近代への過渡期における重慶地方の宗教文化史研究に向けての基礎的考察をおこないたい。

- ① 近年の議論は松本浩一『宋代の道教と民間信仰』（汲古書院、二〇〇六年）序章、復旦大学文史研究院編『民間・何在 誰之・信仰』（中華書局、二〇〇九年）所収の諸論文、路遙主編、王見川・皮慶生著『中国近世民間信仰 宋元明清』（上海人民出版社、二〇一〇年）第一章「尊論・民間信仰の内涵と土壤」など参照。
- ② 莊徳仁「頭霊・清代靈異文化之研究——以档案資料為中心」（国立台湾師範大学歴史研究所、二〇〇四年）。
- ③ 王笛『跨出封閉的世界——長江上游区域社会研究』（二六四—一九一一）（中華書局、二〇〇二年）第一章「伝統文化的危機と近代意識の興起」。
- ④ 苟徳儀『川東道台与地方政治』（中華書局、二〇一一年）。
- ⑤ 梁勇『清代中期的団練与鄉村社会——以巴県為例』（『中国農史』二〇一〇年第一期）、同氏『移民・国家与地方権勢——以清代巴県為例』（中華書局、二〇一四年）、梁勇・周興鈞『移民・善堂与地方権力結構——清代巴県至善堂為例』（『西華師範大学学報（哲学社会科学版）』二〇一三年第三期）。
- ⑥ 陳翔『定格的民俗鏡頭——巴県档案中的民俗档案文献簡介』（山西档案二〇一一年第五期）。なお『南部県衙档案』に關しても陳翔氏に「從档案看民間的迎春儀式——清末四川南部県和会理州迎春档案初讀」（『中国档案』二〇〇八年第二期）があるほか、鄭杰文『清代南部県衙档案所見川北民俗』（『民俗研究』二〇〇八年第一期）が民俗關係の史料を紹介している。
- ⑦ 關係する研究は多いが、総合的な内容を含む研究としてDean Kenneth, *Lord of the Three in One: The Spread of a Cult in Southeast China*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1998、志賀市子「近代中国のシャーマニズム」（勉誠出版、一九九九年）、武内房司「慈善と宗教結社——同善社から道院へ」（講座 道教）第五卷、雄山閣、二〇〇二年）などがある。
- ⑧ 牧田諦亮「清末以後における廟産興學と仏教教団」（『中国近世仏教史研究』平樂寺書店、一九五七年）、徐躍「清末廟産興學政策的緣起和演變」（『社会科学研究』二〇〇七年第四期）、梁勇「清末、廟産興學、与鄉村権勢的轉移——以巴県為中心」（『社会学研究』二〇〇八年第一期）など参照。

第一章 『巴県檔案』の寺廟関係史料の所在

(一) 『巴県檔案（同治朝）』について

まず本稿で対象とした史料の範囲を示して議論の出発点とし、また現時点での史料的限界をも明確にするために、周知の事からも含めて『巴県檔案』全体の構成から確認しておきたい。^①

『巴県檔案』とは清代後期の乾隆一七年（一七五二）から宣統三年（一九一）までの一五〇年余りの期間について残存する地方官庁の行政公文書であり、全体で一萬三千件の檔案がある。そのうちほとんどは四川省成都市にある四川省檔案館に所蔵されているが、もちろんそれらを全て閲覽、調査することは数量的に困難である。史料利用については、すでに乾隆（一七三六～一七九五）・嘉慶（一七九六～一八二〇）・道光（一八二〇～一八五〇）年間について選集の形で活字出版され、咸豐年間（一八五二～一八六二）の約五〇〇〇件の案件が二〇一一年に影印出版されたが、同治年間（一八六二～一八七五）以降についてはこうした形で出版されたものはない。^{②③}

このうち同治年間の『巴県檔案』に関しては、夫馬進氏が代表として行われた共同研究「東アジア史上における中国訴訟社会の研究」の過程で、夫馬氏が購入された『巴県檔案（同治朝）』のマイクロフィルムがあり、筆者も数年来研究会に参加しつつ、調査を進めてきた。また乾隆年間の『巴県檔案』のマイクロフィルムは慶應義塾図書館に所蔵されており、日本国内ではこの二つが比較的に利用しやすい状況にある。今回は同治年間の『巴県檔案』（以下、〇〇年間の『巴県檔案』は『巴県檔案（〇〇朝）』と表記する）を中心に、他の時期についても現時点で閲覽しえた檔案を用いて考察を進めていくこととする。

それでは『巴県檔案（同治朝）』には寺廟に関わる檔案がどのような形で存在するのか概観してみよう。『巴県檔案』は

大別すれば一般行政に関する文書と訴訟に関する文書である。また全体の九割近くが司法関係の案件で、そのほとんどは訴訟に関するものである。ただし『巴県檔案』では民間での訴えは民事的・刑事的な案件のいずれも同一の形式で起こされるため、定型の状式には必ず原告と被告の記入欄がある。しかし内容からみれば訴訟ではない案件も含まれており、その場合は被告の欄は空白にされている。

もともと巴県の檔案は吏房、刑房などの担当部署ごとに分類保管されていたが、一九六〇年代以降、檔案館による再整理が行われ、案件の内容にしたがって二八の細目に分類し直された。それらを挙げれば以下のとおりである。

〈内政〉〈外交〉〈軍事〉〈財經〉〈工交〉〈農林〉〈文教〉〈社会〉〈司総類〉〈命案〉〈地権〉〈房屋〉〈借貸〉〈欺詐〉
〈家庭〉〈婦女〉〈繼承〉〈商貿〉〈兇毆〉〈盜竊〉〈租佃〉〈賭博〉〈烟泥〉〈水運〉〈工礦〉〈契稅〉〈移関〉〈其他〉

ただしこれまで指摘されてきたように、檔案館の分類は厳密なものではなく、あくまで便宜的なものとせねばならない。寺廟関係の檔案は〈宗教〉の分類に多く集められているが、目録によるだけでもその外の分類に関連する檔案が多く見える^④。当然のことだが、寺廟も社会的施設の一つである以上、さまざまな社会問題に関与するためである。したがって分類の違いは案件の本質的な違いではない。あえていえば、〈内政〉に含まれる寺廟関係の檔案がやや質を異にする。すなわち〈宗教〉の分類では仏教、道教などの檔案館が「宗教」と判断した寺廟の案件であるのに対し、〈内政〉には国家の祀典に関わる公的な祠廟の案件や、地方官による禁令などが多いといえる。現時点で全ての檔案を調査しえたわけではないが、特徴的な点や全体の見通しを示してみたい。

(二) 『巴県檔案（同治朝）』のなかの寺廟関係の訴訟案件

『巴県檔案』が全体として訴訟案件が多いのに比例し、寺廟関係の案件も訴訟が中心となる。例えば〈宗教〉の分類には四三件（一件に複数案件が混入したものを含む）の案件があるが、このうち三三件が原告・被告関係の明らかな訴訟案件で

あるほか、他の分類に含まれる案件もほとんどが訴訟である。ここでは訴訟案件について典型的な例を挙げて考察してみたい。

まず寺廟関係の訴訟を原告・被告関係に注目すると、寺廟に居住する仏僧・道士と在地有力者が争った案件が多くを占めることが分かる。

〔案件①〕『巴県檔案（同治朝）』No. 14474, No. 14475

同治二年（一八六三）五月

（原告）段安邦（江北庁の武生）

（被告）僧道軒、龍華

（内容）巴県の北にある江北庁の武生員・段安邦は玉皇寺の仏僧・道軒、龍華を「不守清規（清規を守らない）」として告訴した。被告の仏僧・道軒は俗名を段六といい、実は段安邦の族姪であったが、匪賊に身を投じ、その後江北庁に来て寺に逃げ込んだ。団練などに哀願して寺に住まわせてもらったにもかかわらず、浪費や男女同居、神像を汚すなど不行状が続き、一度告発されて知県から他所に移るよう判決が出された。しかし「訟棍」の段元森が唆して重慶府に上控させた。さらに監生などの肩書をもつ団練の有力者たちが段安邦の援護となる告発をし、審訊に至る。ところが、段安邦が過去に道軒に暴行を加え失明させ、武生員の肩書を剝奪されていたことが判明、形勢が逆転し、取調べが続けられることとなった。

〔案件②〕『巴県檔案（同治朝）』No. 14476

同治二年（一八六三）六月

（原告）陳晋堂、唐止申（ともに郷約）ほか

（被告）僧心誠

(内容) 郷約の陳晋堂らは新開寺の尼僧・心誠が「不守清規」であり、夜に多くの男女を集めて騒ぐなどしたために差役と協力して捕縛し、法廷に突き出した。さらに拳人の張鳳鳴が当該の寺はもともと自分が購入したもので、心誠が偽って寺に居座つたと訴えた。結局、心誠は一時金を与えて逐出、寺は陳晋堂らの手で善堂として再建し、常住の管理者を置き、有力者たちが共同で管理することで、いったん結状が出ている。ただし張鳳鳴はこれに不服で、寺を義学にしたいと主張、知県はそれを支持している。

この二件のように、在地有力者たちが仏僧・道士を訴える場合が多いが、反対に仏僧・道士の側が在地有力者を訴える案件もしばしばある。ただしその場合でも被告側にも仏僧が含まれることが多く、原告・被告関係において対称性があるわけではなさそうである。

訴訟理由としては仏僧・道士の不行状を告発するものが目立つ。前述の〔案件①〕、〔案件②〕にもあったように、仏僧・道士の不行状を訴える場合には「不守清規」が常套句となっている。^⑤清規とは禅宗寺院内の戒律や、広く仏教徒の守るべき戒律を指すが、具体的には姦通、賭博、アヘン吸引などが代表的なもので、これは俗人の訴訟の場合と異ならない。こうした場合、在地有力者たちは仏僧・道士の退去を要求するが、それを拒否するなどして拗れた結果、県衙門に訴えるのである。

さらに紛争が激しくなるのが寺廟の財産をめぐる問題であり、しばしばある構図としては寺廟の施主の一族と実際に寺廟を管理する仏僧・道士とが財産の売買で紛糾するものがある。こうした事例は後に挙げるが、つまりは有力者と仏僧・道士の双方にとって寺廟の財産が大きな利殖の源であることが原因といえる。なお寺廟の財産は一般的には田業が多いが、巴県特有の事情として、寺廟が炭鉱を経営している例も少なくない。(No. 14509, 14510, 14516 など)。^⑥

訴訟の舞台となる寺廟は、全体的に農村部の無名と思しき寺廟が多いが、唐代以来の歴史を持つと称し、重慶市の中心

地に現在も残る有力寺院である羅漢寺や、康熙九年（一六七〇）創建の龍車寺、また東嶽廟や閔帝廟のような公的性格をもつ中核的な祠廟も巻き込まれている。例えばNo. 14513の案件は羅漢寺の寺僧同士の訴訟であるが、檔案のなかに訴訟の審訊の参考資料として宋代の創建以来の地方志や碑刻、文人たちの詩などが列挙され、寺の歴史を詳しく知ることができるといえる。

このほかにも、〈婦女〉の案件の二三七〇件のうち二〇〇件程度で仏僧（尼僧を含む）・道士が原告か被告のいずれかに名を連ねるなど、仏僧・道士が強姦、窃盗や傷害の加害者・被害者になる案件がさまざまな分類に散見する。個々の案件は寺廟とは直接関係のないこともあるが、社会の構成員としての仏僧・道士の位置付けを知る材料とはなるだろう。このほか目録によるだけでも、仏僧・道士が関係する訴訟案件は『巴県檔案（同治朝）』のなかで百件は下らないと思われるが、全体像の把握は慎重を要する。なお寺廟を舞台に俗人同士が訴訟をする例は極めて少ないが、『巴県檔案（同治朝）』No. 14489で石灯臺の宝頂を破壊し、石材を持ち去ったとして訴えた案件などがある。

(三) そのほかの寺廟関係の案件

訴訟に続いて多くみられるのが、地方官に何らかの禁令や権利保護の明示を請求する案件である。寺廟の財産をめぐっては争いが絶えないため、施主である在地有力者にせよ仏僧・道士の側にせよ、相手が勝手に財産を処分することを未然に防ごうとした。そのためこの種の案件では現状の証明や将来の禍根を絶つ名目で碑刻や契約の存在が言及され、またそれらの内容がそのまま記載されることもある。

【案件③】『巴県檔案（同治朝）』No. 14485

同治五年（一八六六）正月

（原告）周韞山、石新菴、陳焱森ほか

(内容) 楊琴山らが同治三年(一八六四)に二四〇両で田土・家屋を購入し、一二月に龍鳳場文昌宮の祭祀費用として施捨する内容で有力者たちの連名のもと約を交わした。今後この「善拳(慈善などの公益事業)」が台無しにされることがないよう、知県の批示を得て、さらに石碑に刻むことを求めた。これに対し知県の批ではこの施捨を「樂善可嘉(善拳を進んで行うのは立派である)」とした上で「施捨の由来に関して住持に立碑させよ」^⑦との判断を与えている。

これと同様にNo. 1488の案件は同治七年(一八六八)に監生の胡元恵らの訴えとして、もともと三峯寺の廟業によって建てられた紫霄宮に関して、捐銀によって改修した際に木碑が破壊されたため、改めて知県に碑を刊刻するように願ったものである。

このように、档案からみれば権利保護などのために碑刻が盛んに立てられたと推定されるものの、該当する碑刻の存在は現在確認できない。清代の重慶府巴県の寺廟に関する碑刻は『民国巴県志』巻二〇下「金石下」に収録されたものがあるが、『巴県档案』の残存時期に相当する期間の碑刻はわずか九基に止まる。このほか『中国西南地区歴代石刻匯編』に採録された拓本を含めても二〇基に満たず、現時点で清代重慶の寺廟関係の碑刻史料すべてを網羅できていないとしても、これから飛躍的に史料の数が増えるとは考えにくい^⑧。そのため档案史料の情報は碑刻との関係からみても大変貴重なものといえる。

財産の保全以外に、寺廟の治安や祭礼秩序の維持を地方官に担保してもらう場合もあり、例えば巴県城内の中心部にあった関帝廟に関して秩序維持が求められた案件がある。

【案件④】『巴県档案(同治朝)』No. 371

同治九年(一八七〇)二月三〇日

(原告) 馬廷材(監生団首候選徒九)ら

（内容）楊柳坊の馬廷材らの川東道台に対する訴えによれば、武廟（閔帝廟）が祀典のなかで「大祀」に次ぐ「中祀」に昇格し、重慶に商業拠点を持つ外地の商人である「八省客商」、地元重慶の有力者である「本邑紳糧」から一万兩近い募捐を得て大幅に改修した。その後、日常の管理をさせている僧が勝手に竈を作つて宿屋にし、家賃を取つて部屋を貸すなどしたため、荷物が廟の内外に積まれて往来にも支障をきたした。道台は重慶総兵官とともに禁令を出し、巴県に対して廟内の僧らを追い出すように指示した。

『民国巴県志』によれば、巴県城内の閔帝廟は同治二年（一八六三）に川東道台が「文武官紳」を督して改修したとあり、地方の祠廟のなかでも重要性が高いため道台が直接関与したと考えられるが、その後の維持管理についても道台が窓口になっていたことが分かり興味深い。

一方、類似の案件でも廟の規模によつて対応は異なる。No. 1496の案件は女道士の梁静福の訴えだが、彼女が婢として仕えていた梁汪氏は觀音寺の廟業を買つて彼女に住まわせて出家を許した。ただ寺に無関係の人間や、「不肖之徒」の出入りを杜絶できないので、知県から禁令を出してほしいというものである。知県の批は「准如稟立案。毋庸示諭（稟状のとおり立案するのを許す。知県の論を出す必要はない）」である。さすがにこのような小さな寺廟にまで禁令は出さなかったが、案件化されるだけで一定の抑止効果があったと思われる。

訴訟、請願以外では、国家・地方官が主導的に寺廟に関わる案件がある。国家の祀典に含まれる壇廟についての案件は、「内政」の分類に含まれることが多く、国家から県レベルまで、さまざまな宗教祭祀政策の史料が残る。

〔案件⑤〕『巴県档案（同治朝）』No. 384

同治一四年（一八七五）正月

(内容) 同治一四年(一八七五)二月に挙行予定の祭祀のリスト、祭壇の準備、供物となる犠牲の調達、儀式文の文例など。^⑩

この案件によれば二月には文昌廟(三日)、孔子(九日)、社稷壇(二〇日)など一〇の祭祀が予定されており、事前に重慶府から準備の指令が来て巴県で具体的な指示を出していたことが分かる。これによって捕庁の衙役が準備を担当したが、犠牲の豚や羊を扱う業者から額外に要求するなどという知県からの一文が附されている。

このほか個別の祠廟についても光緒年間の档案に關帝廟などの儀式次第が残される。これらはいわゆる「祀典」に相当し、儀式の内容自体は地方志に掲載される場合も多いが、文書のやり取り、あるいはマニュアルとして『巴県档案』に再三残された。

また清代末期に至ってもなお地方官に祈雨祭祀の実施と、神仏による救済が求められていたことも档案の事務的なやり取りの中に見出すことができる。

【案件⑥】『巴県档案(同治朝)』No. 374

同治一〇年(一八七二)三月 (原告) 劉繼勳(貢生)、劉湘(增生)ら

(内容) 旱魃に苦しむ人々を救うために祈雨祭祀を行うように知県に求めたのに対し、知県は了承して、

批示を出した後、お前たちはわざわざかの出費を惜しまず、ただちに高道明僧に頼んで『玉皇経』を唱え祭壇を築いて、雨の恩恵を祈求させ、広く生臭ものを戒め、心を入れ替えよ。^⑪

と県下に通達した。その後四月に四川総督から四川省全体に関して祈雨を行えとの命令が伝えられた。このときには各州県に冤罪の囚人などがいないか調べる「清理刑獄」によって天の恩沢を得るという伝統的手法も指示されている。

このほかにも城隍廟や文昌宮などの祠廟の改修や、神々に与えられる封号に関する檔案があるが、やはり祀典に関わる祠廟であり、いずれも官側にとつて重要な存在である。とくに城隍廟はもつとも頻繁に登場し、目録で城隍廟が直接主題となった案件だけでも二〇件ある。また仏僧・道士の人事管理についても主に〈内政〉に含まれるほか、関連の案件として邪教の取り締まりなどがあるが、これについては後で取り上げたい^⑩。

以上のように、『巴県檔案（同治朝）』は宗教、民間信仰史研究のなかでこれまで知りえなかつた情報を与えてくれる大きな可能性を有している。ただ断片的な個別案件から重慶の地方社会像を結ぶのは容易ではない。以下では今後の研究の基礎を構築すべく、いくつかの観点を提示して『巴県檔案』の史料価値をさらに掘り下げてみたい。

- ① 『巴県檔案』に関してはたびたび史料紹介がされており、伍子謙「一座内容豊富の文献宝庫——巴県檔案」〔文献〕第一輯、一九七九年、劉君「中国県地方歴史檔案之最——清代四川巴県檔案概覽」〔檔案〕二〇〇〇年第三期）などのほか、比較的新しいものとして邱澎生「十八世紀巴県檔案 一件商業訴訟中の証換与権力問題」〔明清檔案文書〕（二）、国立政治大学人文中心、二〇一二年）のなかで『巴県檔案』の紹介を行っている。
- ② 四川省檔案館編『清代巴県檔案匯編（乾隆卷）』（檔案出版社、一九九一年）、四川省檔案館・四川大学歴史系主編『清代乾嘉道巴県檔案選編』上下冊（四川大学出版社、一九八九年、一九九六年）、四川省檔案局編『清代四川巴県衙門咸豐朝檔案選編』全一六冊（上海古籍出版社、二〇一一年）など。また四川省檔案館編『巴蜀攝影 四川省檔案館藏清史圖片集』（中国人民大学出版社、二〇〇九年）では『巴県檔案』を含め五〇〇枚の檔案のカラー写真が公刊された。
- ③ 京都大学大学院文学研究科大学院生の凌鵬氏の調査によれば、二〇一四年八月現在の状況として、四川省檔案館では乾隆・嘉慶・道光・咸豐、および一部の同治年間の『巴県檔案』がデジタル画像化されて
- ④ 閲覧できるが、複写枚数には制限があるとのことである。
- ⑤ 『巴県檔案』の目録は四川省檔案館で冊子体のものを閲覧できるほか、検索システムによる検索が可能である。また四川省檔案局のウェブサイトでからも簡易検索が可能である。
- ⑥ 「不守清規」は僧道関係の訴状の常套句であり、官箴書や「刑案滙覽」などにもしばしば見える。訴状内にはこのような定型化した表現が存在するため訴訟檔案のフィクション性に対する注意を要する。この点については唐澤靖彦「清代における訴状とその作成者」〔中国社会と文化〕一三、一九九八年）参照。
- ⑦ このほか、〈工礪〉の分類にも案件が見える。清代の重慶府巴県における寺廟の炭鉱経営については、宮喜洋「清代四川省の鉞山と寺院経営——重慶府巴県の炭鉱経営史料を中心に——」〔鴨台史学〕七、二〇〇七年）、「清代巴県の炭鉱経営をめぐる諸問題」〔川勝守・賢亮博士古稀記念 東方学論集〕汲古書院、二〇一三年）参照。
- ⑧ 応即如粟立案、仍着住持將捐捨緣由鐫碑於廟、以為久遠可也。
- ⑨ 『重慶宗教』（重慶出版社、二〇〇〇年）には羅漢寺などの寺廟関係の碑刻が収録され、同治年間の老君洞の建造碑、経歴碑の二種の木刻

碑なども含まれるなど、まだ調査の余地はあることも事実である。

⑨ 清代の祀典は大祀、中祀、群祀に順位づけされる。『大清会典事例（光緒）』卷四三八に閔帝は咸豊四年（一八五四）に中祀に昇格したことの記事がある。

⑩ 『民国巴県志』卷二下、建置下。また荀德儀前掲書参照。

⑪ 同治帝は同治十三年二月に亡くなり、同治十四年は存在しない。

No. 384 の末尾の一枚には光緒元年として日付が書かれている。

⑫ 『巴県档案（光緒朝）』No. 2044, 2046, 2048 など。

⑬ 自示之後、爾等務須勿吝錙銖、即請高道明僧皇經誦誦、高搭壇台、

祈求雨沢、普戒輩酒、改過日新。

⑭ このほか宗教関連の案件として、いわゆる「教案」がある。清代後期の重慶の宗教史を考える際に、キリスト教の存在を無視することはできない。巴県城内でも咸豊年間から同治年間にかけて、フランス人のカトリック宣教師が長安寺に教堂を建て、別に真原堂を拡張したことに対し、重慶の民衆が蜂起して真原堂などを破壊する「教案」が発生した。また光緒年間にはプロテスタントの勢力も重慶で布教を始めた。ただ本稿では伝統的な宗教的空間の解明を主とし、キリスト教関係の史料は当面触れないこととする。

第二章 重慶における都市の寺廟

(一) 重慶府巴県の寺廟の全体像

『巴県档案』の最大の特徴でもあり、また注意を要する点でもあるのが、重慶府巴県が都市部と農村部の際立つて異なる二つの社会を包含していることである。すなわち巴県の都市部が一九世紀に商業都市として急速に発展した中国有数の大都市である一方、そこから直線距離でおおよそ二〇キロから七〇キロ圏の巴県の農村部は山間にあり、「趕場」と呼ばれる定期市が開かれる小規模な集落が点在し、都市部とは対照的な光景を示していたと考えられる。この点を軽視すると档案に残された内容を正確に読み取れない恐れがあるが、それを踏まえて都市部と農村部における寺廟の根本的な違いはどこにあるのか考えてみたい。

一般に地方における祀典の中心になる壇や廟は城内かもしくはすぐ近郊にあり、官による祭祀を基本とする。『同治巴県志』卷一、疆域志・壇廟によれば、

社稷壇 風雲雷雨山川壇 先農壇 厲壇

文廟 崇聖祠 鄉賢祠 名宦祠 忠義祠 節孝祠

文昌廟 閔帝廟 城隍廟 龍神祠 獄神祠 馬王廟 八蜡祠 火神廟 旗纛廟

とあり、以上が同治年間に国家の祀典に記載されていた壇廟である。清代後期に至っても地方官の祭祀は維持されていたものの、地方社会の社稷壇や先農壇などは形骸化していたとみてよからう。その一方で閔帝廟や文昌廟^①、城隍廟などは祀典の祭祀であると同時に民衆も含めた信仰を集めていた。これらの壇廟は地方官の所在地でもある都市を象徴する存在であり、とくに城隍廟は原則として府州県城にしかなく、城隍神が地方官に準えられていたことは周知のことである。また国家による道教・仏教の管理も都市の寺廟を中心に行われたと考えられる。

一方で農村部には大小さまざまな寺廟があるが、これらは官の祭祀を前提としないローカルな信仰が多く、これまで歴史上發揮した靈験の功績によつて容認されているが、場合によつては淫祀として弾圧を受けることもある。仏寺・道觀に關しては信仰の中心性という意味での都市部と農村部の序列は存在しないが、仏僧・道士の人事管理を通じて都市の寺廟が指導的な地位を有している。これらのことを踏まえて、城隍廟を中心とする都市部の寺廟と、農村部の寺廟をめぐる地方社会の実例を『巴県档案』を通じて検討していきたい。

(二) 重慶における城隍廟の諸機能

城隍廟は地方の祀典のなかでは「群祀」に含まれ、地位はそれほど高くないが、日常的な祭祀としてもっとも重要な神であったことは間違いない。それでは重慶府巴県における城隍廟の状況まず地方志を中心に概観しておこう。城隍廟は一つの都市に一廟が原則だが、巴県の場合は重慶府衙門の所在地でもあり、重慶府城隍廟と巴県城隍廟の二つの城隍廟が存在していた。重慶の古地図による限りは川東道台を挟んで左右に府城廟と県城隍廟があったようである^②。それぞれの建設

と改修の年代は『民国巴県志』によれば、府城隍廟は、万曆三〇年（一六〇二）に建設され、康熙二四年（一六八五）、雍正一一年（一七三三）の二度重修されている。また県城隍廟の建設年代は不詳だが、康熙三三年（一六九四）に重修、道光一九年（一八三九）、光緒年間に募修との記事があり、寺廟の建設ラツシユだった康熙年間や雍正年間に工事が行われ、清代後期になって数十年おきに改修が行われたことが分かる。

府城隍廟に関しては一九世紀以降、地方志・碑刻を含めて改修が行われた記録がないが、『巴県档案（同治朝）』No. 346には同治年間に行われた改修の詳細な経緯が記録されている。それによれば、はじめに同治五年（一八六六）四月に城隍廟の住持だった僧守成が道光四年（一八二四）以来の改修を願い出た。その後、

五月一八日 実務を担当する礼房と工房の胥吏に職人たちを率いて実情の調査が命じられる。

五月（日不明） 礼房と工房の胥吏に職人たちによる改修箇所と費用の見積もり。

九月（日不明） 必要な作業を明示した上で、正式な工費の算出。

九月二三日 監生・楊鳳鳴に改修工事全体の監督を命ずる。

日付不明 改修工事開始の日取りを風水によって選定。

一二月一六日 楊鳳鳴による工事了と会計の報告。

という流れとなる。短期間に工事が終わったのは、改修範囲が小さかったことによるが、金額などは大変詳細に知りうる。同様に光緒年間に行われた県城隍廟の改修についても詳細な手続きが残る。『巴県档案（光緒朝）』No. 39127によれば、光緒一二年（一八八六）に候選訓導の趙光烈、拳人の高志林らが知県に対して、寄付を募って城隍廟の修築を請願したことに端を発し、按察司および川東道の許可を得て実施されたことが追跡できる。^③

さらに『巴県档案』から巴県西部の白市駅にも嘉慶年間に城隍廟が建てられ、光緒一七年（一八九二）に募捐によって改修されたことが分かる。^④これは雍正年間に白市駅に県丞署が設置されたことに基づくと思われるが、城隍廟の存在は地

方志からは確認できない^⑤。県城以外の市鎮が城隍廟を持つ例は江南デルタにもあることは知られているとはいえ、^⑥ 県丞の駐在地にも城隍廟があったことは興味深い。

地方社会における城隍廟の重要性についてはこれまで多くの研究があり、詳論の必要はない。城隍神が単なる都市の守護神から俗世の地方官に匹敵する冥界の地方官として位置づけられるのは明代であるが、清代後期にもなおその地位を保持していた。また清代の地方志や官箴書によれば、地方官はさまざまな場面で城隍廟と関わりを持つていた。例えば地方官は着任の一日、あるいは三日前に城隍廟で齋戒することになっており、それを「宿三」と呼んだ。^⑦ 道光年間に巴県の知県を務めた劉衡も例に倣い「到任謁城隍神誓文」として城隍神に善政を誓っている。^⑧ このほか地方官は在任中、平時には祀典に従い年数回の祭祀を行い、災害や兵乱などの非常事態が起きれば、その鎮撫を城隍神に祈った記録が多数残る。

城隍廟の祭祀については、年中行事として清明節・十月朔に行われた厲壇の祭祀や中元節の普度があり、いずれも境内の孤魂のための祭祀で、それぞれの県に置かれた厲壇（邑厲壇）に城隍神を向かせる形で行われる規定である。『巴県档案』にも知県が城隍神に対して牒文の形式で天災・疫病・産褥死・アヘン中毒などで死んだ孤魂を招集して「淨域」へ昇らせることを要請している光緒初年の档案があるが、^⑨ いずれも七月の日付であり、中元節のものと考えられる。

さらに地方官との関わりで注目されるのは、城隍神に期待される役割と地方官の業務のなかでの司法の重要性が直結することである。重慶においても『民国巴県志』には「冥訴」と呼ばれる風習が記され、重慶では直接官府に訴えることができる場合、「冤状」を城隍廟の前で燃やし、城隍神に告訴したことが見える。^⑩ そして『巴県档案』では未見だが、四川省南部県の『南部県衙档案』には訴訟の際に原告・被告が虚偽のないことを城隍廟で宣誓させられる例があり、今後『巴県档案』でも見つかる可能性はある。この種の話は公案小説に類出するが、官箴書のなかでも先に挙げた劉衡は犯罪者に真実を自白させるには城隍廟で訊問するのがよいと述べており、^⑪ おそらく巴県の知県時代にも実践していたのではなかろうか。

また清代後期の重慶の城隍廟はさまざまな機能を担われ、いわば「第二の衙門」として地方社会の中核施設でもあった。その中心は一九世紀以降、四川の各地で「公局」と呼ばれる組織がつくられ、地域エリート層によって行政サービスの一端が担われたことにある。四川の公局についてはすでに山田賢氏の詳論があるほか、とくに梁勇氏が巴県の公局を移民との関係から論じているが、寺廟の経営との関係から見直すこともできる。

【案件⑦】『巴県档案（同治朝）』No. 368

同治八年（一八六九）八月 （原告）巴県城隍廟住持・僧海晏

（内容）咸豊九年（一八五九）に城隍廟内に保甲局（保甲団練の総局のこと）が置かれ、その後一一年（一八六一）に保甲局が長安寺に移設されたのち、今度は三費局・夫馬局（軍隊や官吏が通過する際の接遇を担当する）が城隍廟に設置された。⑩そしてこれら城隍廟に置かれた公局のために、城隍廟本来の祭祀機能の維持が困難であるとして「哀状」という形で知県に窮状を訴えたものである。そのなかでは、

（局は）僧の祖師が買った家屋ばかりでなく、城隍廟も大半占拠し、祭祀費用の補助に少しの金も出そうとせず、毎年附加税や捐金などを徴収し、正月から五月末まで、小作料も停止せねばならない。⑪

と述べられる。この訴えに対し知県は「三費局・夫馬局の新たな首士（世話人）に協議させる」としただけで積極的
に解決する意志は示さなかった。

公局の運営には多額の経費が必要であり、局士たちはさまざまな収入源から資金を吸い上げていたが、この訴えが真実ならば中核的な祠廟である県城隍廟の廟産まで侵食するに至ったということである。同治八年（一八六九）には府城隍廟住持の僧守成が県城隍廟にある米市を府城隍廟に移すように願っている。その理由は県城隍廟に公局が林立し、局士の

出入りが増えて、何かのミスが起きることを恐れたことだったが、そもそも米市は道光年間までは府城隍廟にあったといふ。^⑧

【案件⑧】『巴県檔案（光緒朝）』No. 37717 光緒二十九年（一九〇三）四月

（原告）胡為楷、募紹先（拳人）ら

（内容）三費局の局士である拳人の胡為楷、募紹先らが城隍廟の財政難を解決するために廟業の一部売却を願いだした。すなわち城隍廟の廟業はあるにはあるが、重ねて抵当に入っている有様で「祭祀費用や衣服にも事欠き、城隍廟の住持僧が再三辞めたいと申し出ている」と窮状を説明している。^⑨

この案件で局士たちは城隍廟の財政状況について田業の所在地や、佃戸の名、租銭の細かな数字まで挙げており、実質的に経営を掌握していたのは間違いない。『民国巴県志』によれば三費局は光緒初年に県署差房に移り、光緒十五年（一八八九）にふたたび城隍廟の後ろに小院を建設して移ったとあるが、三費局が城隍廟の財政を圧迫し続け、宗教施設として機能不全に陥らせたことは事実である。

このように、巴県の城隍廟は府や県の衙門に近接していることもあり、公局がいくつも設置されて衙門に準ずる空間になった一方で、宗教施設としての機能は低下せざるをえなかった。廟の経営も徐々に局士たちが握るようになり、住持をはじめ廟僧たちの役割は焚献祭祀の実施のみに縮小していった。これは城隍神の地位にも少なからず影響があったと思われるが、吉澤誠一郎氏が一九世紀末以降、天津で「文明」と「野蠻」の論理によって城隍神の権威が失墜していったことを指摘したように、重慶府巴県にも近代化の波が押し寄せたことを意味するのかもしれない。^⑩

(三) 重慶の東嶽廟

最後に地方社会の中核的な寺廟の事例として東嶽廟を取り上げたい。主神の東嶽大帝は五嶽の一つ泰山の神であり、国家祭祀のなかで枢要な地位を占めるのみならず、一般には閻羅王と同じように冥界の支配者に位するとされており、東嶽大帝を頂点とする冥界の秩序では城隍神は地方官に相当すると観念される。つまり冥界では東嶽大帝が上位だが、清代の地方祀典では東嶽廟は含まれず、城隍神が上位に立つことになる。城隍廟は原則として各府州県に一箇所だが、東嶽廟は県城、市鎮などを問わず一県に複数あることが珍しくなく、巴県でも都市・農村部を合わせて複数の東嶽廟があった。

その一方で冥界の裁判官としての役割は類似しており、各地で毎年行われる「城隍出巡」（城隍神が管轄下の地域を巡行する）や「解錢糧」、「解天餉」（城隍神の管轄下の地方神が城隍神に税糧の納入に見立てて紙銭などを納める）といった城隍神の祭祀圏を具象する祭祀行事においても、しばしば東嶽大帝が城隍神と同じ役割を担ったことが明らかにされている。^{②③}ただこれまで重慶地域の東嶽廟の祭祀はほとんど知られておらず、『巴県档案』を利用して両者の関係を見ることも有益であろう。^④

巴県の東嶽廟は『乾隆巴県志』によれば城内に一か所、農村部に二か所あり、城内の東嶽廟が明の嘉靖年間に創建されたことが分かる。また『民国巴県志』では、『封神演義』の話をもとに黃飛虎を東嶽大帝として祭っていたこと、清末に東嶽廟の祭祀が盛んであったことなどが記される。^⑤『巴県档案』には龍車寺に東嶽と南嶽の神像を併祀した例も見えるが、^⑥これは地方志に記載がない。さらに注目されるのは訴訟における東嶽大帝の役割であり、「冤」を抱えた人々が自己の正当性を東嶽大帝に訴えるという行為である。

【案件⑨】『巴県档案（道光朝）』No. 16828

道光二〇年（一八四〇）六月 （原告）巴県職員・於崇封

（内容）於崇封が自分の子・於春に対する誣告の疑いを晴らそうとして東嶽大帝に訴えた文書一枚だけの档案。衙門に訴えるのと同じ書式を用い、「祈神明察」と書いている。それによれば於春は謙退なる人物から学校で賭博をし、負けた金を持ち出したり、無理やり借借書を書かせたりするなどとして訴えられた。

（於）崇封が考えますに、息子は資質が弱いためこの毒計に遭い、誣告による被害はとても承服できません。そこでただ東嶽大帝のご明察を頼みとするのみです。もし崇封の子の於春が謙退の子を賭博に誘い、無理に借借書を書かせ、負けた金を持ち出したのが事実であれば、まったくのところ於春の不法は崇封がはじめに教育を失したものですので、速やかに崇封父子ともども悪事の報いを受けます。^②

とあり、事実無根であればその潔白を神の力で示していただきたいとしている。

〔案件⑩〕『巴県档案（同治朝）』No. 7151

同治元年（一八六二）八月 （原告）羅徳化（玉珍）

（内容）江西の瑞州府高安県出身で、重慶で銀匠を営む羅徳化の訴えでは、曾老么・曾八は羅徳化と王協盛の妻との間に「不端」のことがあったと王協盛に告げ、そのため二人はトラブルになった。

この案件では審訊の結果、両者とも棒で叩かれることになったが、羅徳化の方はよほど収まらなかったのか、自らの冤罪を東嶽大帝に訴えている。^③ こうした文書が訴訟の档案のなかに含まれる理由も、またその効果もよく分からないが、潔白を主張する方法の一つにはなったであろう。

また『巴県档案』では訴訟の前に紛争の当事者同士が「東嶽廟で講理」、「東嶽廟で理剖」などであり、法廷に持ち込ま

れる前のいわば民間調停の段階で、紛争解決の空間³⁸として東嶽廟が存在していたと思われる。冥界では東嶽大帝は城隍神の上司に当たることから、より大きな靈験を期待して東嶽大帝に訴えたと考えられるが、通常の裁判に照らせば、知県や知府に当たる城隍神を飛び越えて、上控（場合によっては越訴）するという意識の表れかもしれない³⁹。

このように、重慶の都市部の寺廟は国家の祀典をはじめ、地方官との関係も深く、僧会司などの所在地でもあることから、地方社会の宗教秩序の中核を担っていたと考えられる。一九世紀以降は八省会館の八省首事や公局の主導性が強まるなか、寺廟は善拳の中心となり、近代には多くが公共施設になっていくが、この変遷過程を伝える重要な史料こそ『巴県档案』であり、これを含めた考察によっていつそう研究が進展するものと思われる⁴⁰。

① 文昌帝君は四川の地方的信仰の梓潼帝君から発展し、科挙受験の神

として崇拜された神。清代にはいったん祀典から外されたが、嘉慶年間祀典に復帰し、全国的に文昌廟が建設・祭祀されるに至った。高

梧『文昌信仰習俗研究』（四川出版集団巴蜀書社、二〇〇八年）参照。

② 光緒十二年（一八八六）作成の「重慶府治全図」（重慶歴史地図集）第一巻、中国地図出版社、二〇一三年、七七頁）。

③ 『南部県衙档案』によって武廟の改修や日常的経営を論じたものに蔡東洲・張亮「晚清地方州県武廟の経費取支問題——以『清代南部県衙档案』为中心的考察」（『地方档案与文献研究』第一輯、社会科学文献出版社、二〇一四年）がある。

④ 『巴県档案（光緒朝）』No. 2013。

⑤ 『乾隆巴県志』卷二、建置・序署に「雍正七年、分駐県丞」とある。

⑥ 濱島敦俊『総管信仰——近世江南農村社会と民間信仰』（研文出版、二〇〇一年）。

⑦ 黄六鸿『福惠全書』卷二、洩任部一、総論、入境。

⑧ 劉衡『州県須知』。

⑨ 『巴県档案（光緒朝）』No. 64236。档案馆によるタイトルは「巴県

牒請城隍尊神召集境中各項孤魂鬼領枉生神呪文同升淨域」である。

⑩ 『民国巴県志』卷五、礼俗。欧陽平「旧重慶的城隍和『鬼城』」（『紅岩春秋』一九九六年第六期）にも城隍神に対する「陰状」の風習を紹介している。また陳翔前掲論文では、道光十八年（一八三八）の案件

のなかに原告側の関係者が道士に依頼して「陰状」を書き、鄒都大帝に被告の魂魄を奪うよう祈った文書が添付された例を紹介する（『巴県档案（道光朝）』No. 11924）。なお現世の罪を城隍神などが地方官に達じて裁く「神判」に関しては、Katz Paul R. *Dinne Justice: Religion and development of Chinese legal culture*. New York: Routledge, 2009. が詳述している。

⑪ 趙妮妮・里贊「城隍崇拜在清代知県司法中的影響」（『四川大学学报（哲学社会科学版）』二〇一三年第六期）、また趙妮妮「審断与矜恤：以晚清南部県婚姻類案件为中心」（法律出版社、二〇一三年）第五章「裁断中的。確定性。与。靈活性。・裁断依拠及影響裁断的主・客観因素分析」。

⑫ 劉衡「蜀僚問答」要案伏人潜聽私語之法」。同じような例として王輝祖「学治臆説」卷下「敬城隍神」でも城隍神の前で訊問すること

真犯人の態度が変化し、事件が解決したことを挙げている。

- ⑬ 山田賢『移住民の秩序——清代四川地域社会史研究』（名古屋大学出版会、一九九五年）。とくに第五章「『紳糧』と『公局』——清代四川の地域エリート——」、第六章「四川省含州」参照。

- ⑭ 梁勇前掲書、第七章「個案研究・八省會館与市鎮權力格局」参照。

- ⑮ 三費とは刑事事件を処理する際の緝捕（逮捕）・招解（衙門への護送）・相驗（検視）の費用のことで、三費局は訴訟の際の胥吏・差役の搾取を阻止し、人民の負担を軽減する目的で設置された。道光年間に重慶の江北庁で設置されたのを嚆矢とし、咸豊年間にかけて四川各地に置かれた。

- ⑯ 『巴県檔案（咸豊朝）』No. 905には咸豊五年（一八五五）に夫馬局が城隍廟に設置されたことが記載されるが内容は未見。梁勇前掲書、二八二頁参照。

- ⑰ 不但佔僧祖置買房屋、將僧廟估去大半、每年未繕分文、助廟香灯。兼每年徵收津貼捐輸、自正月起、五月底止、各処俱要停佃。

- ⑱ 『巴県檔案（同治朝）』No. 831。

- ⑲ 県中城隍廟業、向雖有數小股、却皆重抵当、歲收短絀、以致焚献單微、衣單款缺、廟僧屢欲辭退。

なお蔡紹先は光緒二八年（一九〇二）、華光廟内に種痘痘局を建設する際の中心人物でもある。（『巴県檔案（光緒朝）』No. 39228）

- ⑳ 『民国巴県志』卷一七、自治、三費局。

- ㉑ 吉澤誠一郎『天津の近代 清末都市における政治文化と社会統合』（名古屋大学出版会、二〇〇二年、一八五～一八九頁）。

- ㉒ 拙稿「宋元時代の東嶽廟——地域社会の中核的信仰として」（『史林』八六巻五号、二〇〇三年）。

- ㉓ 濱島敬俊前掲書。

- ㉔ 欧陽平前掲論文には清末から民国時期と思われる巴県城内の東嶽廟

の建築や神像、また年末の祭祀の様子が紹介されるが、資料の来源は不明。

- ㉕ 『民国巴県志』巻五、礼俗

世俗以黃飛虎為東嶽大帝、塑以金身、飾以王者衣冠、其下設冥曹判官等像。乃後人根拠封神傳而附會之。清季香火甚盛、入民国遂衰。一七年廢祀。

- ㉖ 『巴県檔案（同治朝）』No. 14514。

崇封思成童弱質、遭此毒計、誣害難甘。是以抵得惡東嶽大帝神靈鑑察。如崇封子於春有糾賭伊子、勒約透出輸錢錢透出事実情、真係於春不法崇封先失教子之道、速將崇封父子並報。

- ㉗ 当該の文章は以下の通り（□は破損のため解説不能の箇所）。

具伸冤人江西瑞州府高安県民羅玉珍生于甲戌年二月二十五日戌時、在四川重慶府巴県直里五甲地名白市駅中街住舖、銀匠生理。為平遭□無辜□辱備性宰誓折恩預報事。情民苦質當□、毫非無□。因今本月被何人唆使、街隣（王）（協）、盛□尋民說伊不美名□、妄淡詈罵、民間駭□、隨即向伊清問何人翻非、伊不吐実情、毎日尋民生禍、動輒□命。切民自幼江西來川、誠恐交友無信□背翻非求禍刻。今平遭暗唆支總害、迫有冤難伸、心寒不甘、特備九品香□黃錢冤狀雞犬二命、盟誓宰牲祈□東嶽天齊仁感大帝聖前、三朝一□頭報應以彰善惡、□便祈恩□感不□神麻□□聞。

- ㉘ それぞれ『巴県檔案（同治朝）』No. 7401、No. 8172。管見の限り、城隍廟・東嶽廟以外に土主廟、武廟（閻帝廟）で紛争解決の協議が行われた例がある。このほか借金の清算なども城隍廟、東嶽廟などで行われた。呉佩林『清代巴県民事糾紛与法律秩序考察』（中華書局、二〇一三年）第二章「基層社会的糾紛解決」でも「南部県衙檔案」のなかから神祠・寺廟で紛争処理が行われた例を挙げている。

- ㉙ 巫仁恕『明清江南東嶽神信仰与城市群衆的集体抗議——以蘇州民變

為討論中心」(李孝悌編「中国的城市生活」聯經出版事業、二〇〇五年)では、小説史料から明清時代の江南地方の東嶽廟が城隍神の上位にあり、城隍神が受理しない案件を上訴した例を挙げる。また高万桑(著)、曹新宇・古勝紅訳「清代江南地区的城隍廟、張天師及道教官僚体系」(清史研究)二〇一〇年第一期)によれば江南地方では城隍神に対して出された告訴が東嶽大帝・玉皇上帝と上程され、実際には張天師が城隍廟に指示を出す形で処理された例が挙げられるが、「巴

第三章 巴県農村部の宗教的空間

(一) 巴県農村部の概況

ここでは重慶府巴県農村部の宗教的空間について見ていきたい。檔案史料は散発的に起きた農村部の事件や紛争の場面をも再現するが、まとまった歴史記述ではない。しかし特定の地域に相当数の案件が残っていれば、断片の集積であったとしてもそこから引き出される情報は少なくない。

幸いに他の地域の農村部における寺廟に関して先行研究があるため、ある程度の見通しを立てることもできる。^①通常、農村部の小規模な寺廟は僧侶・道士と在地有力者の協力関係を基盤にして経営されており、なかでも経済的には有力者に依存し、宗教教団や僧侶・道士の主體的な側面はあまり目立つことはない。特定の宗族が寺廟の経営を独占する場合もあるが、「会」を形成して集団で管理経営することが多い。^②また経済的にいえば寺廟の祭礼は末端の農村市場において重要な役割を果たすことも多かったのである。巴県農村部の寺廟については檔案史料以外に拠るべき材料がほとんどないなか、どの程度再現が可能か試みてみる。

次に巴県の農村部の範囲を確定しておきたい。巴県は県城の部分とそれ以外の周辺地域に大別されるが、周辺地域は康

「巴県檔案」からはこのような冥界の秩序意識や道教教団の介入を確認することはできない。

^① 重慶の慈善事業に関しては、小武海櫻子氏が「清末民初期の明達慈善会と慈善事業」(越境する近代東アジアの民衆宗教・中国・台湾・香港・ベトナム、そして日本)明石書店、二〇一一年)で基本的な考察をしているほか、梁勇前掲「八省会館与市鎮權力格局」でも「巴県檔案」を中心に論じられる。

熙四六年（一七〇七）に一二里に再編され、忠・孝・廉・節・仁・智・慈・祥・正・直・義・礼という儒教的徳目を冠した里名となった。のちに義里・礼里と仁里・祥里の一部が江北庁として分割され、同治年間のころの巴県には一〇の里が存在し、里の下がそれぞれ一〇甲に細分されていた^④。農村部とはこれらの地域を指すものとする。

（二）巴県節里九甲の寺廟関係檔案

ここでは重慶府巴県の節里九甲という地域を取り上げてみる。節里九甲は、清代の巴県の東南端に位置し、現在の重慶市巴南区石龍鎮、姜家鎮に相当する。巴県県城からは直線距離で四〇キロメートル前後離れた山間部にあるが、『巴県檔案』では県城から一四〇里から二〇〇里（約八〇から一一〇キロメートル）程度で記載されることが多く、交通路としての換算と考えられる。またすぐ東は南川県に境を接している。筆者が先におこなった『巴県檔案（同治朝）』（婦女）の案件一三七〇件の分析によれば、原告・被告の居住地が節里である案件は一〇八件でもっとも件数が多く、なかでも九甲に二七件、十甲に三六件が集中するなど、他地域に比べて訴訟が多い地区だったことが推測され、^⑤実際に同治年間の寺廟関係の訴訟も非常に複雑化した案件がいくつか存在し、「健訟（訴訟が盛ん）」の気風を窺わせる。また目録によるだけでも節里九甲に関わる案件が『巴県檔案』全体で一九〇〇件余りの確認でき、今後の研究の進展に大きな可能性を有している地域だといえよう。

さて節里九甲にあった寺廟は一九四一年の巴県の「寺廟登記報告表」によれば、

龍鳳山・宝慶寺・万天宮・名月寺・大祿寺・普照寺・観音寺・洞泉庵・観音殿・玄天観・新田庵（以上は石龍郷）
白雲寺（姜家郷）

の一二の寺廟が登録されている^⑥。このうち万天宮のみ道観だが、登記では仏僧が住持を務めており、やはり仏教・道教の寺廟の区別は明確ではない。このほか「寺廟登記報告表」によればその時点での寺廟内の僧道の人数はいずれも三人から

六人程度と小規模であった。すなわち節里九甲の寺廟は典型的な農村部の小廟であり、そこで見られる状況も農村部の日常を反映している可能性が高いと考えられる。以下『巴県檔案』の案件を見ていきたい。

【案件①】『巴県檔案（同治朝）』No. 15853

同治元年（一八六二）三月

（原告）僧福融（宝慶寺の住持）

（被告）僧法智

（内容）宝慶寺の住持・福融は負債をかかえており、宝慶寺の管理権を質入れし、返済しようとした。ところが宝慶寺の僧・法智はそれを妨害し、弟で節里九甲の有力者・覃占一とともに福融を退去させようとした。二月二十八日には福融の不在中に無理やり寺に押しかけて居座り、「諭牌」や神像の右手、羅漢像の臍腹の器皿など破壊した。法智の側の言い分では、福融は去年の段階で団練との合議で追放されていたにも関わらず勝手に戻ってきたとする。この案件では宝慶寺内の僧同士の抗争にそれぞれ血縁関係にある在地有力者が加担し、寺産を奪い合うこととなった。

【案件②】『巴県檔案（同治朝）』No. 4486

同治二年（一八六三）六月

（原告）李天培

（被告）張老么（張新榮）ら

（内容）李天培は水口廟の祈雨会に際して、張老么から供物の豚肉を掛買いし、代金の一部を支払った。祈雨会の日には供物の牛肉の代金を支払おうとしたところ、張老么がならず者たちとともに襲撃し、代金のほか祈雨会の会銭や衣服なども奪われた。これについては張老么側も反訴し、いくら請求しても李天培が代金を支払わなかったと訴えている。

〔案件⑬〕『巴県檔案（同治朝）』No. 3359

同治二年（一八六三）八月 （原告）董永盛（団総）、周玉順（客長）ら

（被告）黄三、黄朝順、趙蔣氏

（内容）水口廟の管理を任されていた黄三は弟の黄朝順とともに趙蔣氏を連れ込んで姦通し、廟宇を汚した。有力者たちの合議の末、黄三を逐出することとしたが、彼らは父親を利用して反対に訴え返してきた。ところが隣接する太平団の首事らの訴えが別であり、周玉順らは宿屋を営んで私塩を販売するなどしたため、咸豊二年（一八六二）に罰として団に火薬を納付させられた事実が明らかにされる。

これら二つの案件の舞台となった水口廟は、訴状に「原属冷落」と書かれるように普段は住持僧もいない小廟であり、姜家場の人々が共同で維持していたことの一端を窺いうる。おそらくそれほど寺産も持たなかったはずだが、光緒十七年（一八九二）には水口廟内の樹木を勝手に伐採して売ったとして訴訟が起きた。『巴県檔案（光緒朝）』No. 10653、ただし未見

〔案件⑭〕『巴県檔案（同治朝）』No. 14481

同治二年（一八六三）十一月 （原告）羅德超・張恒山・覃占益ら

（内容）観音寺は一二〇〇余両もの負債があり、住持のなり手がなく、先に住持の普開が知県に困窮を訴えていた。節里九甲の有力者である羅德超らは官に申し出て、公議の結果、廟田の三分の一を祭祀費用にし、三分の二を覃融村に売却して借金返済に充てることにした。

羅徳超は〔案件⑩〕でも郷約として名がみえる。覃占益は『巴県档案（同治朝）』No. 347にも「団証」に名を連ねており、〔案件⑪〕の覃占一と同一人物である。ここに登場する覃氏が石龍場でもっとも有力な宗族であったことは『覃氏族譜』からも分かり、石龍鎮の中心部に現存する覃氏の邸宅も往時の勢力を偲ばせる。^⑦

〔案件⑬〕『巴県档案（同治朝）』No. 363, No. 7866, No. 14508

同治七年（一八六八）から一二年（一八七三）にかけて継続。

（原告）僧照権

（被告）僧普学・通伝

（内容）No. 363の僧照権の訴えによれば、照権は白雲寺の住持であり、普学はもと白雲寺の僧であったが「清規を守らず」婦女と姦通して逐出された。また普学の弟子・通伝は万天宮で婦女と姦通し、団練・郷約によつて捕えられた。ところが同治七年（一八六八）一月に普学に唆された通伝が多人数を引き連れて白雲寺に来て、僧・照愷を殴つた。照権は団練・郷約に訴え、また僧会司にも稟告した。一方、普学側の言い分では照権が「痞棍」の江徳元と謀つて普学を誣告したという。

この案件の原告側には保正の江恒山のほか団首・客長らの有力者が同稟として名を連ね、被告側にも施主の王玉焱のほか団首・団約などの有力者が付く形だが、つまりは施主と住持が白雲寺の経営をめぐつて主導権争いをしたのである。審訊では大本が万天宮で尼僧と姦通した不行状が認定され、僧会司に命じてそれぞれ別の寺で修行を命じられた。

白雲寺と王玉焱は咸豊九年（一八五九）から訴訟になっており、そのときは白雲寺の僧・曉山が王玉焱は施主の一族を偽称していると訴えたが、No. 7866の案件では一度このことが知県から認定されていたことが府に上控する際の資料と

して添付されている。そして照権と王玉焱との争いも基本的にこの延長上にある。両者は互いに相手側は訴訟ゴロだと書き立て、訴えは重慶府まで持ち込まれた。またNo. 14508では自分こそが本当の白雲寺住持だとする僧・照提が、照権らは管理を代行していたに過ぎず、勝手に廟田を売却したことを告発し、訴訟はさらに複雑な展開となる。ちなみに照権は隣接する節里十甲の朱顕名とも租佃関係で紛争を起こしている（『巴県档案』No. 355）。

この訴訟の舞台となった白雲寺は節里九甲の姜家場の寺であるが、No. 7866に添付された康熙四九年（二七一〇）以来の碑刻・契約の写しから寺の歴史を知ることができる。それによれば、一時荒廢していた白雲寺は王登吉という人物が捨し、その際に王氏一族は白雲寺に出入り禁止、白雲寺の寺僧にもし不行状があれば在地有力者の合議によって逐出することなどの契約があつた。それらは石碑に刻まれていたが、年月とともに摩滅したという。

以上、節里九甲を例に農村部の寺廟をめぐる訴訟を見てきたが、いずれも寺廟経営の権利関係の複雑さを反映している。『巴県档案』のなかには施主の一族がしばしば寺廟の財産関係の訴訟を起こしているが、多くは住持が勝手に売買したことを問題にするものであり、節里九甲の案件も基本的に同じである。管見の限り清代後期の『巴県档案』では特定の宗族が寺廟を支配、独占する寺廟の例はなく、したがって施主の一族は寺廟に相当程度介入できるが、寺廟住持は他の有力者や衙門に訴えることでそれを制御できたのである。こうした宗族の相対的な弱さは移民の割合が高い巴県に特徴的だといえるかもしれない。

また巴県では寺廟経営は住持の才覚と見られていたことも事実で、寺廟の財産はこうした経営努力によって購入した廟田と施主による廟田で財産が構成されていた。このころ重慶の都市部では公局や善堂などの建設・運営を推進する「善士」たちの活動が盛んになり、城隍廟をはじめ城内の主要な寺廟はそうした「善拳」の中心施設となった。こうした社会風潮は農村部にも及んだと思われるが、『巴県档案』からみる限り、農村部では同じ階層に属する有力者たちが寺廟財産

の私物化を画策し、僧侶・道士の側も寺廟経営権の拡大を図ることで激しい対立が起きていた。

もちろんこの種の訴訟は清代後期の同治年間に限らず、乾隆年間でも光緒年間でも発生している。そのことは農村部の寺廟をめぐる環境は短期間で急変するものではなく、ある程度までは前後の時代に敷衍できることを意味しよう。今後は族譜や地方資料をさらに収集・分析することで農村部の社会状況の再現がいつそう進むと考えられる。

- ① 近年の研究として王守恩『諸神与衆生 清代・民国山西太谷的民間信仰与鄉村社会』（中国社会科学出版社、二〇〇九年）、川口幸大『東南中国における伝統のポリティクス 珠江デルタ村落社会の死者儀礼・神祇祭祀・宗族組織』（風響社、二〇一三年）などを挙げておく。
- ② 田仲一成『中国の宗族と演劇』（東京大学出版会、一九八五年）、朴元燭『方仙翁廟考——以淳安東方儲廟的宗祠軀化为中心』（鄭振滿・陳春声主編『民間信仰与社会空間 福建人民出版社、二〇〇三年』）。
- ③ 陳宝良『増訂本 中国的社与会』（中国人民大学出版社、二〇一一年）第四章「文化生活型会社」では各地の廟会が概観されている。また徽州の事例として熊遠報『清代徽州地域社会史研究』（汲古書院、二〇〇三年）第二章「帰属と自主の間」にさまざまな祭祀組織「会」があったことが紹介されている。
- ④ 『同治巴県志』巻一、疆域志。
- ⑤ 拙稿「巴県档案（同治朝）（婦女）の概要——覚書として」（『文化学年報』第六三号、二〇一四年）。
- ⑥ 重慶市巴南区档案館所蔵「档案番号：J-9-Y-38-11 巴県政府民政科「関於寺廟登記報告表」。なお「寺廟登記報告表」の巴県は民国時代の行政管轄区域を基にしており、清代の巴県とは範囲が異なる。民国時代には清代の旧巴県域が「重慶市」として独立し、ここでの巴県は「重慶市」を除く旧巴県である。
- ⑦ 覃氏に関しては石龍鎮政府鎮志編纂室『重慶市巴南区石龍鎮志』（未刊稿）の記事によるほか、覃氏の邸宅（覃家大院）は二〇一四年八月に筆者も調査で実見した。
- ⑧ 目録によれば該当の案件は『巴県档案（咸豊朝）』No.2154と考えられるが未見。

第四章 清代後期の重慶における新たな宗教的潮流

（一）地方官と四川の新たな宗教的潮流

一九世紀は重慶の宗教にとって劇的な変化が起きた時期であった。これまで見てきた檔案が描き出す都市や農村のミク

口な状況の背景として、この時期に四川地方一帯で起きた新たな宗教運動についても『巴県档案』を中心に史料を分析してみたい。一九世紀の四川の新しい宗教運動についてはすでに多くの研究があり、主には宗教反乱史の観点から嘉慶年間の白蓮教徒の反乱、およびその分派の四川における活動や、一九世紀半ばから重慶地域で流行した扶鸞（神降ろし）の状況や思想内容、宗教活動と有力者による慈善活動との関係などの幅広い観点で論じられてきた。^①ただこれらの問題についてこれまで『巴県档案』が用いた研究がほとんどなく、ここで史料状況や内容を明らかにし、問題点を示しておくことが今後の研究のためにも重要であろう。

『巴県档案』によれば、咸豊三年（一八五三）二月一〇日、重慶府からの劄に従って出された巴県知県の覚羅祥慶の諭告がある。重慶府は邪説によって民心を惑わせる者を必ず誅するよう所属の各州県に命じた。その上で、

自分の本分を守らない連中が聖諭を宣講することに名を借りて、扶鸞を請い、鬼神に仮託し、みだりに禍福を口にするため、無知な愚民が誘惑されてしまうだけでなく、紳士や名家の者までが多く信じ込んで疑われない。以前に涪州の秦小善なる者が「醒世図」を刊刻した一件では、関係者のなかの多くが学校の学生でありながらそれに附和し、書籍を刊刻して各処に蔓延させた。^②

「醒世図」の一件は版木を押収し、本を焼却することで大事に至らなかつたが、これとは別に合州では潘一崙が告示と称して教えを広め『仙仏真伝』を得たとした事件が起きた。^③四川は「五方襟処」の地であり、人心が浮ついて惑わされやすいことから、徹底した取り締まりと教化によって対処するように指示している。

ここで危機感をもつて述べられた状況は、まさしく地方官の視点から捉えた当時の新しい宗教運動の姿である。仮に整理してみると、（一）聖諭宣講に託けて扶鸞を行い、人民を惑わす、（二）扶鸞は知識階層にまで広まり、書物の刊行に及んだ、という二点が問題視されている。以下、この二点が『巴県档案』でどのように触れられるか見てみたい。

まず宣講に託けて扶鸞をおこなったことについては、武内房司氏が論ずるように、国家の文教政策としての聖諭宣講に

「扶鸞」が入ってきたという状況を指す。そもそも宣講は明の洪武帝の「六諭」を郷村で宣読した制度に起源するが、清代には順治帝の「聖諭六訓」、康熙帝の「聖諭十六条」があり、毎月の朔と望の日に学官や郷紳たちに督励して行わせることが地方官の重要な任務であった。^④『巴県檔案』でも咸豐元年（一八五二）三月、四川総督が他省に比べて命案（人命に關する案件）が数倍にも達することを重くみて、郷学に『聖諭広訓四言韻文』と『禍福自求録』の頒布を命じている。ちなみに『禍福自求録』は四川総督が公務の余暇に勸善懲惡について分かりやすくまとめた書との説明がある。^⑤また同治一年（一八七二）、重慶府が府城隍廟で『聖諭広訓十六条』を宣講するのに倣い、所属の州県にも毎月朔望の宣講の徹底を命じている。^⑥

ところが一九世紀半ばに新たに起こった状況として、重慶を含む四川地方では関帝や文昌帝君などが降臨し、災害などから人々を救済するという信仰が急速に拡大した。扶鸞は、宗教結社の布教活動に大いに利用されただけでなく、正統的な聖諭宣講の場にも入り込み、国家の權威を動揺させる存在になったとされる。^⑦知識階層の間でも「文壇」として扶鸞が流行したと指摘されるが、小武海櫻子氏も紹介した『巴県檔案（同治朝）』No. 554の案件がある。それによれば同治二年（一八六三）、銅梁県の文生員・朱煥陽が銅梁県の太平寺やさらに県学でも扶鸞をして学生たちを惑わせ、布施を集めていた。これには生員クラスの同調者が出て、扶鸞によって編まれた『儒教正宗』を広める活動をし、巴県でも活動をしていったという。^⑧このように新しい宗教運動がより過激な態様を示してくると檔案のなかでしばしば「邪教」と表現される存在となる。

他の地方と同様、邪教の蔓延に神経を尖らせていた巴県でも、まずは邪教を小さな芽の段階で摘む努力をしている。『巴県檔案』にも取り締まりの諭告や実際に邪教に関わる人間を捕えた案件などが残っている。

〔案件⑬〕「清代四川巴県衙門咸豐朝檔案選編」「巴県衙門為趙大順等供伝習邪教事録状」以下一連の案件^⑩

咸豊五年（一八五五）二月 譚仕元、趙大順らの供述

（内容）巴県に隣接する南川県の陳応中・全繼福と銅梁県の趙大順が「邪教」を広めたとして巴県の界石場で拘束された。趙大順の供述では、大順は商売で南川県に行き、全繼福の宿屋に泊り商売をしていたところ、咸豊四年（一八五四）一月に地震が発生した。そのとき大順は全繼福・陳応中らが常に「唵経喫素」していたおかげで家屋が無事であったと考え、自らも齋戒し『金剛経』を唱え、「玉皇天尊」に仕えるようになったが、邪教を奉じているのではないとした。陳応中も『太上感應篇』・『観音経』を唱え菜食していただけだとして邪教の宣教を否定している。その後、拘束中の陳応中が病死したほかは事件の顛末は不明である。

〔案件⑦〕『巴県档案（同治朝）』No. 671, No. 14512

同治一三年（一八七四）

（内容）蕭九如らは巴県と綦江県の境界付近に潜伏し灯花教を広め、陳合順らはその教えに従い、郷民らを誘い込んだ。同治一三年の二月に蕭九如・陳合順らが捕えられたが、陳合順は悔悛したとして釈放された。これでいったん鎮静化した、その一味の者たちが貴州に潜伏、その後巴県に舞戻って諸葛孔明の碑や天神の乩書などを偽作したり、「尊敬しなければ必ず飛刀で傷をおうぞ」などと称して人心を惑わしたという^⑩。その後、陳合順は邪教によって人々を扇動したとして再び捕えられ、笞責の上、枷をつけて晒された。

ここに見える灯花教には青蓮教の分派として劉義順が広めたものであり、咸豊年間には貴州で反乱を起こし、重慶にも相当の影響があった。『巴県档案』には陳合順の一件のほかにも多くの案件が残っており、なかには教義内容を伝える貴重な史料もある^⑪。

(二) 『巴県档案』のなかの善書

最後に『巴県档案』のなかの宗教関係の史料として異彩を放つ「善書」について取り上げておきたい。档案史料といえは一般に行政公文書が想定されるため、この種の史料が含まれることはほとんど知られておらず、『巴県档案』の一文書として整理番号を与えられた何種かの善書についても紹介されたことはない。明らかに異質の史料であり、それが档案として保存されるに至った経緯は現時点では断定できないが、もし当初から公文書とともに衙門に架蔵されていたとすれば次のように考えられる。

一般に善書は寺廟や篤志家の手によって出版され、主に民間で流布した印象があるが、『太上感応篇』などが人民教化の材料として宣講の際に用いられた側面もある。そのため資料として衙門に架蔵されてもおかしくはない。実際に清代の地方官が善書の刊刻を主導することも普通見られた。例えば清末の戴傑は『敬簡堂学治雜録』のなかで『太上感応篇』や『文昌帝君陰隲文』などは「郷村市井の小民」をも教導できる書物として、大いに普及を勧めており、重慶でも知府の徐澤醇が『感応金鑑』と『陰隲金鑑』の二種の善書を刊刻させている。民間における善書の普及がともすれば邪教の活動など社会不安を醸すことを考えれば、官の手によって「良質な」善書を広めることも重要であった。巴県でもこうした地方官の思惑から公的な文書として保存した場合もあるだろう。

以下に『巴県档案』に含まれる四種の善書を紹介したい。

(1) 「新刻川主大帝勸善文」(『巴県档案(乾隆朝)』No. 99) ……木版刊本に似るが、マイクロフィルムでは原形は確認できない(以下(2)(3)も同様)。四川の守護神として古くから信仰を集めていた川主が乾隆四三年(一七七八)に降筆した此示と書かれており、「甲申乙酉(乾隆二九、三〇年)」に四川・貴州では干ばつで人民の多くが苦しみ、川主は玉皇に救済を哀願したが、玉皇は人民がこれまでなした不善に激怒しており容易に許さない。そこで川主は人民を教化するとして

猶予を得たので、四川・貴州・湖南などの人民は十種の悪行をなさぬように努めよと警告する。

この内容は山田賢氏のいう「救劫の善書」と軌を一にするものだろう。山田氏は「救劫の善書」の源流として嘉慶六年（一八〇二）の北京の水災以後に降された乩示に基づく『文昌帝君救劫宝誥』を挙げ、北京から重慶に持ち込まれたと仮定する。それに先立つ乾隆年間後期に重慶で刊刻されていたこの書は、全面的な破滅としての「劫」の理論こそ明確ではないが、救劫思想の源流を探る上で大きな発見ということになる。

(2) 「新刻秀観音出身修行記」（同右）……乾隆三十九年（一七七四）ごろの重慶府定遠県の話。地上の人々の悪行を竈神が玉皇に報告し、天罰が下されるはずだったが、観音菩薩が善人のための救済措置を求め、改心の機会を与えるようお願いした。そして定遠県の孝女の張秀音のもとで降筆し、善行を勧める乩示をした。これについて、

乾隆四十一年（一七七六）八月初七日、四川重慶府定遠県では一孝女を輩出した。姓は張、名は秀である。これはまことに天子万年の吉兆である。本県の知県・張高陞は勸善の言を作り、それで大衆を戒め、善行を勧め、心して菩薩の言葉の、一句ももらさず真実であるのを聴かせる。^⑮

とあり、知県はこの話を記して人民への戒めとした。そして一本抄写すれば三〇善に相当するとして、多く書き写して広めるべきとある。この話の概略は『民国新修武勝県志』にも載っており、張秀音は死後に「秀観音」と呼ばれて清末にたびたび靈異を著したとある。^⑯

(3) 「武当山玄天上帝垂訓文」（同右）……宋代以降、信仰を集めた真武神が元の大徳五年（一三〇二）に武当山で降筆した神啓とされる。明代以降、繰り返し刊刻されたが、清代に入ると題名を変えて他の善書と合刊されることも少なくなかった。^⑰ 本文は一般に知られる内容と変わらない。「武当山玄天上帝垂訓文」の題名のあとに「梓潼君感応篇」と書かれるが、それに相当する部分はない。末尾には刊刻の経緯が以下のように書かれている。

（乾隆）五十五年二月十五、龍蟠院朝仏帰廻、夜寤間、菩薩感云必伝善惡文。余等

竟未存直信。後至三月廿旬、菩薩喝云、說今歲必降天旱水患之災、未及果有之乎。

余等及得二人發心刊施、勸善俗語、化及為善、日后旺太平安風調雨順、五谷豐收、人物咸享、酬謝天地、報達四恩、善事多伝。共施善惡文三千部印送。

合邑 信士 肖一朝 同縁雷氏

屈宗徳 同縁劉氏

夏氏

愈溪梓匠 鄧貴品

乾隆五十六年辛亥歲仲秋月上完之吉

合州で刊刻された善書が巴県の衙門に架蔵された理由も不明だが、これも前二者同様に広域の災厄から人々を救済するために善書を普及するとしており、やはり救劫思想の萌芽が見える。

(4) 「辛天君勸世文」(巴県檔案(道光朝) No. 400)……木版一枚刷りで咸豊五年(一八五五)の記載がある。内容は当時盛んに出版された善書や扶鸞と同傾向の一般的内容で、訴訟を戒めているのが特徴的である。檔案館の附記によれば同じものが三四枚ある。辛天君は雷を司る元帥神の一人で辛元帥ともいわれ、宋代頃から道教儀礼に登場する神である。清代末期の善書のなかでは他の神々とともに乩示を行っており、辛天君の名を冠した勸善文が見られる²⁴⁾。

ほかにも「勸孝歌」や「勸民歌」など地方官が頒布した勸善的な文章があり、善書が地方官と民衆を結ぶ一つの回路として重要な役割を果たしていたことが考えられる。

一九世紀の重慶を風靡した宗教運動に共通する因素の一つは善書である。善書の刊刻・普及に関して重慶地方の善堂が一つの中心だったことは、重慶府合川県の会善堂が数種の善書を刊刻したほか、巴県に隣接する江北庁の善堂・尊徳堂が一九世紀半ばから二〇世紀初めにかけて多くの道教・仏教・民間信仰関係の経巻を出版したことからもわかる。こうした

民間の善書出版との関係についてはこれから検討していかねばならない。

- ① 武内房司「清末四川の宗教運動——扶鸞・宣講聖宗教結社の誕生」〔学習院大学文学部研究年報「三七、一九九〇年」、山田賢前掲書、小武海櫻子「清末四川の鸞堂と宗教結社——合川会善堂慈善会前史」〔東方宗教「一一一、二〇〇八年」、前掲「清末民初期の明達慈善会と慈善事業」など〕。
- ② 「清代四川巴県衙門咸豊朝檔案選編」第四冊、二九〇頁「巴県正堂覚羅祥慶為嚴禁借講聖論刊刻邪說惑世事諭示」
案奉本府正堂鄂 札開、照得邪說異端、人心所由壞、詭民惑世、王法所必誅、渝郡所屬各州縣、向有不守本分之徒、每藉宣講聖論為名、因而誹亂扶鸞、假託鬼神、妄言禍福、不特無知愚民被其誘惑、甚有籍紳大族、亦多深信不疑、如前此涪州秦小善刊刻醒世図案内、甚有身列膠靡之人、随声附和、公然刊刻書籍、蔓延各處。
- ③ 潘一崙と「仙仏真伝」については小武海櫻子前掲「清末四川の鸞堂と宗教結社」が「民国合川県志」の記事をもとに論じている。
- ④ 宣講に関しては非常に多くの研究があるが、酒井忠夫「増補 中国善書の研究」上下（国書刊行会、一九九九年）、張稼琛「清代聖論宣講類善書の刊刻与伝播」（復旦学報「社会科学版」二〇一一年第三期）から概容を知りうる。また四川に関しては、都甲亜沙美「清末民初の四川における宣講と通俗教育」（九州大学東洋史論集「三五、二〇〇七年」、阿部泰記氏の一連の研究として「四川に起源する宣講集の編纂・方言語彙から見た宣講集の編纂地」（アジアの歴史と文化「九、二〇〇五年」）「聖論宣講の歴史」（「アジアの歴史と文化」一二、二〇〇八年）などがある。また四川の宗教状況との関係では武内房司前掲論文、山田賢前掲書など。
- ⑤ 「清代四川巴県衙門咸豊朝檔案選編」第八冊、五〇八頁「重慶府正堂為遵奉將聖論四言韻文及禍福自求録抄發各鄉學以陶風俗事飭巴県札」。
- ⑥ 「巴県檔案（同治朝）」No.119。
- ⑦ 武内房司前掲論文。また游子安「從宣講聖論到說善書——近代勸善方式之傳承」（「文化遺産」二〇〇八年第二期）、同「明中葉以来の関帝信仰・以善書為探討中心」（王見川・蘇慶華・劉文星編「近代的関帝信仰与發展・兼談其在新・馬的發展」（博揚文化事業有限公司、二〇一〇年）など参照。
- ⑧ 武内房司前掲論文、小武海櫻子前掲「清末四川の鸞堂と宗教結社」。
- ⑨ 小武海櫻子前掲「清末四川の鸞堂と宗教結社」。
- ⑩ 「清代四川巴県衙門咸豊朝檔案選編」第八冊、七六一―七七四頁。もとは一つの案件だと思われるが、影印本では文書ごとにタイトルを付して分けられる。
- ⑪ 今見案稔、惡習復萌、伝党多人、日散夜聚、驚駭隣里。邪等出行、或称玉弟亡兄、向伊訪詰、反出惡言吼称、咱家宮為何敢誹謗、倘不尊敬、必遭飛刀暗傷。又捏謠歌、或詐孔明碑現、或託天神乩書、以致人心惶惑、雞犬不安。
- ⑫ 灯花教については馬西沙・韓秉方「中国民間宗教史」（上海人民出版社、一九九二年）、および武内房司「清末宗教結社と民衆運動——青蓮教劉義順派を中心に」（神奈川大学中国語学科編「中国民衆史への視座 新シノロジー・歴史編」東方書店、一九九八年）参照。「巴県檔案」内の灯花教関係史料の所在と主要内容は曾召南「劉義順的灯花教与貴州の号軍起義」（宗教学研究「一九八二年第一期」）が指摘している。
- ⑬ 「巴県檔案」は、一九五三年に発見された当時、重慶の関帝廟内に

反故紙として放置されていた。そのため、もともと関帝廟にあった善書が混入した可能性もある。

⑭ 『敬簡堂字治雜録』卷三「刊発勸善書示」。

⑮ 『同治巴県志』卷二、政績志、存心堂の項。両書は東京大学東洋文化研究所大木文庫に所蔵される。また山田賢「世界の破滅とその救済——清末の『救劫の善書』について——」(『史朋』二二〇、一九九八年)、同氏「革命イデオロギーの遠い水源——清末の『救劫』思想をめぐって——」(『中国—社会と文化』二六、二〇一一年)参照。

⑯ 川主信仰についてはテリィ・クリーマン(著、遊佐昇・山田利明訳「川主——正統的地方信仰——」上・下(『東方宗教』八〇・八一、一九九二年)、付玉強「明清以来四川地区川主信仰时空分布特点与成因探析」(『西南農業大学学报(社会科学版)』一一七、二〇一三年)など参照。

⑰ 山田賢前掲「革命イデオロギーの遠い水源——清末の『救劫』思想をめぐって——」。

⑱ 乾隆四十一年八月初七日、四川重慶府定遠県出—孝女、姓張名秀、実天子万年之兆也。本県太爺張高陞十二級作此勸善之言、以警大衆、勸凡民、存心聽善薩言、語句句真。

⑲ 『民国新修武勝県志』卷二二、雜識志、方外軼事。

⑳ 『藏外道書』第二九冊(巴蜀書社、一九九四)に収録される。真武神信仰と「武当山玄天上帝垂訓文」に関しては路遙主編、王見川・皮慶生「中国近世民間信仰 宋元明清」(上海人民出版社、二〇一〇年)

第六章「全国性信仰の形成与発展(上)」参照。

㉑ 例えば「闕聖大帝返性図輯要宝録」(佛教学大学図書館所蔵、宣統元年重刊本)では雷府辛天君は「怨夫貧賤文」、「養女不教貽後悔文」、「逆子忤媳快回頭文」を乱示したとある。また願祿「清嘉録」によれば、蘇州では六月二十六日は「辛酉」として、辛天君の誕生日の祭祀が行われていた。中村喬訳注「清嘉録 蘇州年中行事記」(平凡社東洋文庫、一九八八年)参照。また元帥神については「階堂善弘『法海遺珠』の元帥神について——道教の醜・民間信仰の儀礼と元帥」(小林正美編『道教の齋法儀礼の思想的探究』知泉書館、二〇〇六年)参照。

㉒ 『巴県档案』No.2093では「勸孝歌」が頒布されたことがわかる。また前掲『巴蜀挿影』九三頁に四川総督が出した「勸民歌」が掲載されている。

㉓ 小武海櫻子前掲「清末四川の齋堂と宗教結社」。

㉔ 都築晶子「龍谷大学大宮図書館蔵『尊徳堂板 道教叢典』解説——清末民初期の重慶府における民間宗教経巻——」(『龍谷大学論集』四六、二〇〇三年)。またValusi Eena「Printing and Religion in the Life of Fu jingqun: Alchemical Writer, Religious Leader, and Publisher in Sichuan, Daoism, Religion, History and Society, No. 4, 2012」は一九世紀の重慶近辺において活躍し、四川の商業出版業の盛行を背景に多くの道書を出版した傅金銓の活動を詳細に論じたもので、当時の巴県の宗教と出版の関係を知らうる研究である。

む す び

ここまで『巴県档案』の寺廟関係档案の概容といくつかの観点からの基礎的な分析をおこなった。目指すところは中国

近世の宗教的空間の再現であるが、『巴県档案』が記すのは清代後期の重慶府巴県という限られた範囲であり、それすらも档案史料だけで十分に再現できるわけではない。しかし今後の研究の足掛かりになる部分は見出せたと考える。

まず看取できるのは、清代後期に至っても地方社会では城隍廟の存在感が大変に大きいことである。顧みれば、城隍神は宋代以降、神々の世界にさまざまな浮沈があつたなかで一定した地位を保持してきた数少ない神の一つである。明代以降、冥界の地方官の性格を完全に確立した城隍神は、現世の地方官と表裏をなす関係であつた。ただ現世の地方官は失政もあれば腐敗もある。これに対し城隍神は常に善政が約束されており、とくに訴訟においては城隍神や類似する神格としての東嶽大帝の権威はかなり実際的なものであつた。その一方で清代後期なると重慶の城隍廟には多くの公的施設が設置され、地方官とともに有力者層の介入も増すことになつた。施設設置の理由は官庁街に位置する環境によるだけでなく、そもそも城隍廟が公共的な空間として官民の信仰が交錯する場所だつたことも大きな要因である^①。中国近世の宗教的空間は城隍廟を一つを中心に形成され、城隍神の権威が国家や地方官の秩序を裏打ちしていた面もあつたと考えられるが、一九世紀末の重慶では、城隍廟は財産を侵奪され、宗教施設としては機能不全となつており、権威の低下を如実に示している。

また『巴県档案』から窺いうる農村部の寺廟では、有力者による私物化が常態であり、僧侶・道士の側も住持への就任が同時に寺廟の経営権取得を意味するため、財産をめぐる両者の争いが絶えなかつた。同時に重慶で一九世紀半ばから流行した扶鸞などの「邪教」の活動は他県との県境や農村部を舞台に展開されることも多かつたが、寺廟がそうした運動の中心となつた形跡はあまり見られない。

本稿で扱つた檔案はほとんど一九世紀末の重慶開港以前の状況であり、その後訪れる宗教的空間における近代の到来も都市部と農村部でかなりの落差があつたと考えられる。結果としては民国時代になると巴県城内にあつた城隍廟をはじめ、清代の祀典に名を連ねた廟のほとんどが姿を消し、わずかに孔子廟と関羽・岳飛を祭る関岳廟を残すのみとなつたのに対

し、農村部では民国時代にもなお多くの寺廟が存して宗教空間を提供し、さらには二〇世紀後半になっても伝統的な巫術に由来する「跳端公」と呼ばれる神事が継承されていた。^③このような都市と農村の差異にも十分注意せねばならないだろう。

このほか本稿では取り上げなかったが、宗教文化全般からいえば葬礼や墳墓の風水に関わる内容が書かれた檔案もあり、今後は周辺史料の収集や他地方の事例との比較など、広い視野をもつて個別問題を深めねばならないが、これは向後の大きな課題としておく。

① こうした城隍廟の性質を端的に論じた研究として、巫仁恕「節慶・信仰与抗争——明清城隍信仰与城市群衆の集体抗議行為」(『中央研究院近代史研究所集刊』三四、二〇〇〇年)がある。

② 例えば『民国巴県志』によれば民国十一年(一九二二)に重慶城内の土地神および福德会はすべて廃除された。

③ 胡天成編『中国伝統科儀本滙編(六)』——四川省重慶接龍区端公法

事科儀本滙編』上・下、新文豊出版、二〇〇三年)には一九八〇〜九〇年代に現地調査により得た「跳端公」の儀式内容や、その際に演じられる祭祀演劇の「陽戲」を記した抄本を採録している。

④ 例えば呉電雷「陽戲儀式文叙録」(『文化遺産』二〇一四年第一期)は重慶郊外農村部の祭祀儀式文の基礎的な考察を開始している。

〔附記〕

本稿は日本学術振興会科研費 24720328、25284134 の助成を受けたものである。本稿の基礎となる四川省档案馆や重慶市巴南区での資料調査に際しては、西南大学の陳宝良教授、京都大学大学院生の凌鵬氏をはじめ、多くの方のご助力を得た。ここに謝意を表したい。

(同志社大学助教)

public ones, on the other hand. This paper tries to clarify that both had the same structure and could stimulate the devotee's imagination about these holy lands in order to utilize them to experience sacred space and time and to pray for their salvation. First, I discuss how virtual pilgrimage and urban processions used the representation of Jerusalem and how they fulfilled the desire for salvation. Then, virtual pilgrimage to Rome is compared with the transformation of cities into the 'little Romes' prompted by papal indulgences. Analysis of those religious practices reveals how on many occasions they undoubtedly provided those who were enthusiastic for the accumulation of the indulgences the means of salvation of their souls.

Temples and Local Society in Ba County, Chongqing Prefecture
during the Late Qing Period: A Fundamental Study Centered
on Ba County Archives

by

MIZUKOSHI Tomo

There have been a variety of studies related to urban and rural social structures on the spatial aspect of "prayer" in early-modern China. However, given the paucity of source materials on worship on the popular level and the critical view of intellectuals, it is difficult to know the reality of the situation. This article collects the voices from the popular level and attempts to explore the possibility of using these valuable "live" sources, which have not been subjected to the filtering of intellectuals, as archival data. In this endeavor, I have employed the Ba County Archives 巴县档案 that contains government documents of Ba county in Chongqing prefecture from the late Qing period and which contains many historical records of temples in the area that have not been previously employed.

The content of the Ba County Archives can be divided into orders from government agencies regarding temples and source documents for legal suits, and from these sources the following can be learned regarding the temples: first what was the ordinary attitude of local officials towards the temples or how local people were related to the temples, in other words, the function of the temple as social space; and second, the actual conditions of

the temples in two different societies, urban and rural. In this article, I attempt an analysis of the sites of conflict over the economic rights of temples in a stratified society by focusing concretely on the function of central temples such as those of the City God and Eastern Peak in an urban setting and cases in a specific region that is a rural setting. In addition to these source materials, I focus in particular on the example of the existence of morality books (善書 *shanshu*) preserved in the public documents within the Ba County Archives and conduct a basic study of them.

Given the fact that the Ba County Archives was preserved continuously from the 18th century to the 20th, its significance is situated in being a historical source that reflects the period of transition from the early modern to the modern age. Moreover, the Ba County Archives retains a wealth of historical sources on new religious movements that became prominent after the latter half of the 19th century. In addition to learning of the actual state of spirit writing (扶鸞 *fuluan*) that became popular in Sichuan in the late 19th century, we can grasp changes such as the striking decline of the authority of the temple of the City God that had been central to the order of popular worship in the early modern period. I hope to build a foundation by which to clarify the spatial character of ordinary prayer from archival sources and through a consideration of the above circumstances.

Materiality, the Body, and Mobility of the *Henro* Pilgrimage

by

MORI Masato

This paper aims to contribute to a series of studies on the geography of religion through an eloration of the role of corporeality of religious materials that were not only produced by the religious system and encoded with a particular meaning, but that are also always embedded in the dynamics of sociability and materiality. Recent studies on the ontological understanding of the religious stress the interdependence of the sacred and the mundane. They depict a performative inscription of religious ethics and poetics into mundane bodies through events and thoroughly reject the consideration of religious meanings, ethics, and poetics within a coherent religious ideology.